



ストップ! 滞納

10~12月は市税などの滞納整理強化期間です

☎463-2023

【納付・相談がない方には滞納処分により強制的に徴収します】

市税・国民健康保険税は、私たちが安心して暮らしていくための貴重な財源であり、定められた期限までに自主的に納めていただくものです。多くの方が期限までに納付されていますが、残念ながら一部の方は滞納している状況にあります。

税負担の公平性および税収入を確保するため、本市を始め県内市町村と埼玉県では「滞納整理強化期間」を設定し、「ストップ! 滞納」を合言葉に徴収対策を進めています。

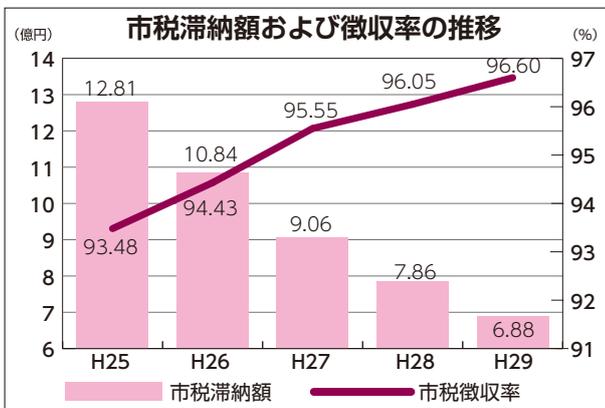
■滞納処分の強化

市では納期限を過ぎても納付の確認が取れない方には督促状や催告状を送付するなど自主的な納付をお願いしていますが、それでも納めない方に対しては、財産調査を行い、預金、給与および不動産などの差し押さえを執行しています。平成29年度は年間1,283件の差し押さえを執行しました。

<滞納処分の流れ>



差し押さえ



市税等の滞納状況 (平成30年5月末時点) [前年比]

- 市税滞納額 (市県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、法人市民税) → 約6億9千万円【約1億円減】
- 市税徴収率 → 96.60%【0.55%増】

平成29年度差押件数

預金	給与	保険	不動産	国税還付金	その他	合計
834	176	113	57	70	33	1,283

※その他には、売掛金・請負代金等が含まれます。

◆滞納処分Q&A

Q1. 事前連絡・承諾なしに、財産の差し押さえを受けました。このようなことは許されるの？

A1. 納期限を過ぎても納付されない場合は、納期限内に納付している方との公平性を保つため、財産の差し押さえを行っています。地方税法の規定により「督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに完納しないときには、滞納者の財産を差し押さえなければならない」とされています。この場合、本人に対して、差し押さえの事前連絡・同意は必要ありません。

Q2. 滞納金額が少額なら差し押さえされないですよね？

A2. 滞納金額の多い少ないにかかわらず、少額であっても財産があれば差し押さえを行います。

市税以外もストップ! 滞納

「保育園保育料」、「介護保険料」および「後期高齢者医療保険料」は、収納課が徴収事務の一部を担当課から引き継ぎ、差し押さえ等の滞納処分により徴収強化を図っています。

また、「学校給食費」は、納付や相談が長期間ない未納者に対して裁判所に支払督促の申し立てを行いました。それでも納付のない方には強制執行を申し立てています。今後も、納付や相談がない未納者に対しては、支払督促等の訴えの提起を行います。

☎463-0186

税金の納付は口座振替やコンビニ納付が便利です

●口座振替は、指定された口座から自動的に納税ができる便利で確実な制度です。

口座振替を希望する方は、各納税通知書に添付の口座振替依頼書か、収納課または市内金融機関の窓口にある口座振替依頼書に必要事項を記入し、通帳届出印をご持参のうえ、市内金融機関窓口にて提出してください。※ゆうちょ銀行にお申し込みの場合は、ゆうちょ銀行・郵便局の備え置き用紙をご利用ください。

※申し込みから最初の振替までに1か月ほどかかりますので、余裕を持ってお申し込みください。

●バーコード付きの納付書は納付書発行日から1年間を期限として、お近くのコンビニエンスストアでもご納付ができます。24時間いつでも納めることができます。ぜひご利用ください。

※取扱店舗は、納付書の裏面に記載しています。